

住吉町15番街区利活用事業者公募
公募要領等に関する第2回質問に対する回答

- ・住吉町15番街区利活用事業者公募に係る公募要領等に関して、令和7年7月4日までに寄せられた質問に対する回答を公表します。
- ・質問は原文のまま掲載していますが、明らかな誤字・脱字及び表記・該当箇所の誤りと判断された箇所については、一部修正しています。

令和7年7月18日

鹿児島県

住吉町15番街区利活用事業者公募 公募要領等に関する第2回質問に対する回答

No.	タイトル	該当箇所					質問	回答
		頁	数	(数)	ｶﾅ	(ｶﾅ)		
1	事業予定地の概要	8	2	(4)	7		土壌汚染調査の時期はいつ予定でしょうか。また調査結果の開示はいつ頃予定でしょうか。	住吉町15番街区の土壌汚染調査については、現在、過去の土地利用状況を資料や関係者からの聞き取りにより把握する「地歴調査」を実施しているところです。 地歴調査は、8月末を目途に完了する見込みであり、調査が完了次第、速やかに調査結果を公表することとしています。
2	活用条件	12	4	(2)			事業予定地内において借りる範囲を指定して提案するよう求められておりますが、全体を利用する計画が望ましいのでしょうか。仮に敷地の一部を余らせた提案を行い採用された場合、残地についてはどのような利用計画を想定されておりますでしょうか。また、その想定される残地に対して、本公募とは全く別の事業として商業施設等のご提案というのは可能でしょうか。	事業予定地内において借り受ける範囲については、関係法令等を遵守の上、事業者で自由にご提案いただけます。ただし、残地が生じる場合は、袋地にならないよう提案願います。事業予定者の決定後、提案に基づいて県と事業予定者で協議を行い、貸付範囲を設定することとしています。 敷地のうち残地が生じた場合の取扱いについては、現時点で未定です。